

◇◇◇2017年度 北海道支部 第3回研修会報告◇◇◇

日時：2017年12月3日(日) 12:30～15:30
会場：北海道医療大学 札幌サテライトキャンパス 講義室A
(北海道札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 12階)
テーマ：幼児期の精神的健康と運動発達の観察ポイント
講師：片桐 正敏 先生(北海道教育大学旭川校)
司会：橋本 竜作 先生(北海道医療大学)
概要：今回は片桐先生をお迎えし、前半は発達検査の3つの次元(総合、直接、診断)の中から、診断検査であるベイリー発達検査を中心にお話をいただきました。ベイリー発達検査は3歳半までが対象年齢で、日本語版は2年くらい後に完成予定とのことでした。この検査は微細運動や粗大運動を細かく評価できることが特徴で、幼児の発達の様子について、実際に検査に取り組んでいる時の動画を用いながら解説していただきました。後半は、社会適応とメンタルヘルスについて学校コホート研究から得られた結果をもとに、発達性運動協調障害(DCD)のある子どもの適応と、運動を行うための機能等について説明をいただきました。参加者は66名でした。
(文責 石川和男)

◇◇◇2017年度 北海道支部 第4回研修会のご案内◇◇◇

日時：2018年2月18日(日) 12:30～15:30 (受付12:15～)
会場：北海道立道民活動センター (かでる2.7) 520研修室
(北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル)
URL：<http://homepage.kaderu27.or.jp/>
テーマ：発達に心配がある子の就学先への引継ぎ
講師：三浦 文 先生(石狩市こども発達支援センター)
司会：藤崎 知美 先生(社会福祉法人 楡の会)
資料代：500円
概要：発達面に心配のある子が小学校へ入学する際、就学先に対して丁寧な引継ぎが必要です。今回は、幼児期に療育を受けていた事例について、経過、検査結果等を基にアセスメントを行い、グループワークで、学校での配慮事項を話し合い、どのように引継ぎを行うかを検討します。
参加申し込み方法：
本研修に参加するには事前申し込みが必要です。下記の要領でお申し込みください。
1) 申し込み先：cdp.hokkaido@gmail.com (北海道支部ML：cdp-hokkaido@freeml.comと異なります)
・件名は「研修会申し込み」としてください。
・本文には3)のテンプレートを基に必要な事項をご明記ください。
2) 申し込み期間：2017年12月20日(水)～2018年1月15日(月)
3) 申し込み内容(テンプレート)：

登録番号；
氏名；
職場；医療・福祉(通所)・福祉(入所)・相談・学校・その他 《該当を残し、他を消してください》
支援対象；乳幼児・学齢・青年・成人・老人 《該当を残し、他を消してください》
実務経験年数；
連絡先メールアドレス；
(cdp.hokkaido@gmail.comからのメールを受け取れる状態にしておいてください)
※北海道支部以外の方は支部名；

4) 定員：
50名(先着順に受け付けます。定員に達した場合、締切日以前でも受付終了いたします。)

—研修会参加に関する注意事項—

- 1) 士会会費未納者(過年度未納を含む)の参加は認められません。
- 2) バーコード付きIDカードで本人確認とポイント発行を行いますので忘れずにご持参下さい。
- 3) 当日にIDカードを忘れた場合は、ポイントを発行できません。
- 4) 研修会開始10分以上の遅刻、途中退席、早退の場合にはポイントを発行できません。

—参加記録ノートについて (2016年度以前の資格取得者対象) —

- 1) 士会事務局からの案内(郵送物、ホームページ等)をよくご覧のうえ、各自ご対応ください。
- 2) 士会ホームページ上に「【重要】臨床発達心理士資格更新ポイント管理の移行について」が掲載されています。
- 3) 2016年度以前に「参加記録ノート」に貯めていたポイントは、各自でSOLTIシステムに登録する必要があります。
- 4) SOLTIへのポイント登録後も「参加記録ノート」は必ず保管しておいてください。

◆◆◆臨床発達心理士の新規資格取得希望者へのアドバイスについて◆◆◆

臨床発達心理士の資格審査において、「事例報告書における倫理面の不備で不合格になる方が多く見受けられる」という連絡が士会からありました。来年度の資格取得に向けて準備を進められる方が身近にいらっしゃる場合、あるいは資格取得の相談を受けられるような場合、次の点に十分にご注意いただき、資格取得へのご協力をしていただきますようお願いいたします。

- ・資格申請ガイドの内容を熟読し、間違いのないようにすること
- ・インフォームドコンセントを確実に行うこと
- ・家族、本人(中学生以上)、所属長の許諾がそろっていること
- ・所属長の許諾が抜けていることが多いので気を付けること
- ・表紙と本文の両方に、報告書作成の許諾を得たことを記載し、その内容に食い違いのないこと

年度によって、指示が追加・変更になることもあり得るので、資格申請ガイドの内容をよく確認するようにしてください。